

令和 8 年度設置 物件別仕様書

物件番号	②
設置台数	1 台

1 設置に関する仕様

施設名称	新発田市本庁舎		
施設所在地	新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号		
設置場所	7 階 エレベーターホール	土地・建物の別	☐ 土地 ・ ☒ 建物
設置場所寸法	幅 1, 0 0 0mm以内	既設自販機の有無	☒ 有 (⇒入替) ☐ なし
	奥行 9 0 0mm以内	電気の子メーター	事業者設置
	高さ 1, 8 3 0mm以内	使用済容器回収ボックス	事業者設置
設置開始日	令和 8 年 4 月 1 日	設置可能期限	令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
特記事項	● 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、その際、許可に係る使用料等の減免・返還を求めることはできない。 ● 設置場所には、自動販売機本体のほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含む。 ● 設置許可申請は毎年度単位で行う。		

2 自販機に関する仕様

(1)販売品目

基本仕様	酒類及びその類似品を除く。コーヒー、ジュース、清涼飲料水、お茶
商品	☒ コールド ☒ ホット (冬季)
容器	☒ 缶 ☒ ペットボトル ☒ びん (びんは商品構成になくとも可)
販売価格	標準小売価格を基本とする。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等において最も標準的な価格とすること。
特記事項	

(2)自動販売機の規格

外観(デザイン)	☒ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。外観等については、市と別途協議すること。
機能	☒ ホットアンドコールド機

3 設置許可

許可名称	☒ 地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 号に規定する行政財産の使用許可
使用料等	☒ 新発田市行政財産使用料徴収条例第 2 条による 参考値：2 8, 5 9 6 円 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

※使用料は、年度ごとに変動する可能性があります。

4 加算金に係る最低加算率

最低加算率	1 0 %
-------	-------

5 その他

同一施設内の他の自販機	☐ なし ☒ あり (1 台) 【販売品目：コーヒー、清涼飲料水 (ジュース、お茶)】
-------------	---

6 参考データ

利用者実績	令和 5 年度売上本数 4, 5 1 1 本 令和 6 年度売上本数 4, 1 2 2 本
-------	--

7 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	総務課 総務係	電話	0 2 5 4 - 2 8 - 9 5 4 0
-------	---------	----	-------------------------